



2023 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 THE グローバル社
代 表 者 名 代表取締役社長 永嶋 秀和
(東証スタンダード：コード 3271)
問 い 合 わ せ 先 経営企画部長 岡田 一男
(TEL. 03-3345-6111)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年9月26日開催予定の当社第13期定時株主総会の承認を条件として、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、2023年8月10日付の「株式会社グローバル・エルシード及び株式会社グローバル・キャストとの吸収合併契約（簡易合併）の締結並びに執行役員制度の導入に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、2023年8月10日開催の取締役会において、2023年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社完全子会社である株式会社グローバル・エルシード及び株式会社グローバル・キャストを消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、本合併に係る吸収合併契約を締結しているところ、監査等委員会設置会社への移行及び本合併の実施に伴い、定款の一部変更について当社第13期定時株主総会へ付議することを決議しましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を行うことで、より透明性の高い経営を実現し、更なるコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図り、国内外のステークホルダーの期待によりの確にこたえる体制の構築を目指します。

(2) 移行の時期

2023年9月26日開催予定の当社第13期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

- ① 委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を行うことで、より透明性の高い経営を実現し、更なるコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図り、国内外のステークホルダーの期待によりの確にこたえる体制の構築を目指すため、2023年9月26日開催予定の当社第13期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

た。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに取締役の解任方法、監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

- ② 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第36条として新設するものであります。
- ③ 本合併を実施することに伴い、現行定款第2条に新たな事業内容を追加するものであります。
- ④ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年9月26日（火）（予定）
定款変更の効力発生日	2023年9月26日（火）（予定）

以 上

【別 紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 (1) ～ (44) (条文省略) 2. 当社は、前項に付帯する業務を営むことができる (機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の事業を営む<u>こと、並びに次の事業を営む</u>会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理 (1) ～ (44) (現行どおり) 2. 当社は、前項に付帯する業務を営むことができる。<u>。</u> (機関の設置) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>(3) 会計監査人</u>
第2章 株 式 <u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> 第8条～第11条 (条文省略)	第2章 株 式 (削 除) 第7条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第14条 (条文省略) (電子提供措置等) 第15条 (条文省略) 2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>または</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第16条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総会 第11条～第13条 (現行どおり) (電子提供措置等) 第14条 (現行どおり) 2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部<u>又は</u>一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第15条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は15名以内とする。 (新 設)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。<u>。</u>

現行定款	変更案
(取締役の選任方法) 第 19 条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. (条文省略) (取締役の解任方法) 第 20 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 (取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を定め、<u>必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	(取締役の選任方法) 第 18 条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. (現行どおり) (削 除) (取締役の任期) 第 19 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除) 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (代表取締役及び取締役社長) 第 20 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長 1 名を定める。

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条 (条文省略) 2. (条文省略) (新 設) 3. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設) 第 24 条～第 25 条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第 27 条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役会の招集権者及び議長) 第 21 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>第 1 項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u> 4. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 22 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> 第 23 条～第 24 条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第 26 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
<u>第 5 章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役の数)</u> 第 28 条 当社の監査役は、5 名以内とする。 <u>(監査役の選任方法)</u> 第 29 条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除) (削 除) (削 除)

現行定款	変更案
<u>(監査役の任期)</u> 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。 <u>(常勤監査役)</u> 第 31 条 監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。 <u>(監査役会の招集)</u> 第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>(監査役の報酬等)</u> 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 <u>(監査役の責任免除)</u> 第 34 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)
(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	第 5 章 監査等委員会 <u>(常勤監査等委員)</u> 第 27 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会の招集)</u> 第 28 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第 29 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現行定款	変更案
第 6 章 会計監査人 第 35 条～第 36 条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第 38 条 (条文省略)	第 6 章 会計監査人 第 30 条～第 31 条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第 32 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第 33 条 (現行どおり)
第 7 章 計 算 第 39 条 (条文省略) (新 設) (剰余金の配当の基準日) 第 40 条 (条文省略) (新 設) 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 <u>(中間配当)</u> 第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。 第 42 条 (条文省略)	第 7 章 計 算 第 34 条 (現行どおり) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 35 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) 第 36 条 (現行どおり) 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。 3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (削 除) 第 37 条 (現行どおり)
附 則 (株主総会の招集に関する経過措置) 第 1 条 定款第 12 条第 2 項の新設は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後これを削除する。 <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第 2 条 定款第 15 条の変更にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 2. 本条は、2022 年 9 月 1 日から 6 カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。	附 則 (株主総会の招集に関する経過措置) 第 1 条 定款第 11 条第 2 項の新設は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後これを削除する。 (削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第 2 条 当会社は、第 13 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 <u>(監査役であった者を含む。)</u> の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上